

井手町多賀のレストラン庵樹で11月16日(火)、子育て支援センター等が主催する「わおんコンサート」が開かれ、親子や子育て支援に係る方々約20人が音楽や絵本の読み聞かせなどを楽しみました。



目次

| | |
|----------------------------|-----|
| 一般会計決算 3億6407万6千円の黒字でした | P03 |
| 税務課からのお知らせ | P06 |
| リフレッシュ体操を開催します! | P09 |
| おもちゃ図書館がJAにやってきます! | P09 |
| 井手町中小企業等継続応援給付金の申請はお済みですか? | P12 |

広報いで IDE TOWN PUBLIC RELATIONS

12

令和3年12月
2021
No.591

広報いで

IDE TOWN PUBLIC RELATIONS



道の駅開設に向け 特産品開発ワークショップ

令和5年完成予定の役場新庁舎に併設される道の駅の開設に向けて、地域の新たな特産品を開発しようとして11月8日(月)、井手町特産品開発ワークショップを開催しました。

第1回のこの日は、飲食店や商工会関係者ら7人が参加。オリエンテーションに続いて、道の駅やふる



特産品について意見交換する参加者の皆さん

さと納税の現状とトレンド、成功事例や開発の流れなどを学んだほか、地域おこし協力隊が試作したお菓子なども試食しました。

ワークショップは、来年2月までの全4回の開催。1月頃には、南山城村の道の駅で、参加者が試作した商品の試食会の開催も予定しています。

和東井手線跨線橋 橋台壁面の落書き消す

井手町井手平山の府道と和東井手線跨線橋で11月16日(火)、橋台の壁面の落書きを消す作業が行われました。



府道と和東井手線跨線橋で行われた落書き消去作業の様子



われた取り組みです。

京都府山城城北土木事務所、安心・安全まちづくり推進課、田辺警察署と、井手町、防犯推進委員ら13人が参加し、東西の橋台に分かれて、スプレーなどで描かれた落書きを、グレーのペンキで塗りつぶしていき

「いで湯」営業中です！
12月22日(水)
冬至の日

ゆず湯 やります！

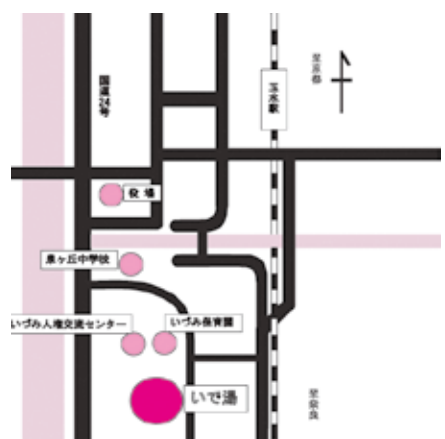
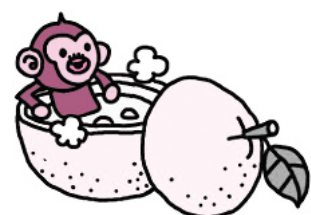


10月15日から改修工事により休館しておりましたが、営業を再開しております。恒例となりました、ゆず湯を今年も行いますので、新しくなった「いで湯」にぜひお越しください！

ゆずには血行を促進する成分や、鎮痛作用のある成分が含まれています。さらにビタミンCも豊富なため、湯につき全身からそれらの成分を吸収することで風邪をひきにくくする効果があるといわれています。

寒い冬をゆず湯で温まり元気にお過ごしください！

- <入浴料>
- 大人 150円
- 子ども 50円
- <営業時間>
- 午後4時半～9時
- 日曜定休日
- ※タオル・石鹸など入浴用品はご持参ください

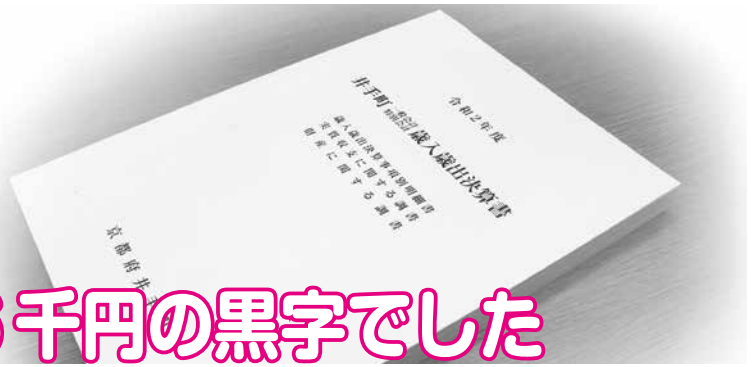


井手町共同浴場管理運営委員会
Tel 82-5533
井手町大字井手小字段ノ下49番地の1

令和2年度決算報告

一般会計決算

3億6407万6千円の黒字でした



令和2年度の一般会計と6つの特別会計（国民健康保険・多賀地区簡易水道事業・後期高齢者医療・介護保険・公共下水道事業・多賀財産区）、井手町水道事業会計の決算は、令和3年9月定例町議会に提案され、審議に付されたのち、同議会で認定されました。

各会計における決算は表1のとおりです。

一般会計の決算額は、歳入53億8119万4千円に対し、歳出49億7835万6千円で、差し引き形式収支では、4億283万8千円の黒字となりました。このうち翌年度への繰越明許財源3876万2千円を差し引いた実質収支は3億6407万6千円となり、これが令和3年度への繰越金となりました。

監査委員の報告では、「日本の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況です。そのような中で、井手町のように財政基盤の弱い自治体では、油断せず健全な行財政運営に

努めていく必要があると考えます。今後も歳入の確保は厳しい状況が続くと予想されますので、収納率向上のため、より一層の徴収対策に努めてほしいと思います。他方、歳出については限られた財源を有効に活用し、最小の経費で最大の効果を上げるため、施策の緊急度・重要度や経済性・効率性・有効性を判断しながら、町独自の住民一人につき2万円を給付する生活応援給付金や、50枚のマスクを給付する新型コロナウイルス感染症予防支援事業などの各種新型コロナウイルス感染症対策事業をはじめ、安心・安全のための防災広場の整備や、町道の整備など各種事業に積極的に取り組まれており、さらに、計画的に各種基金を積み立て、それらを有効に運用されて健全な行財政運営に努められているなど、評価すべき点が随所で見受けられます」と総括されました。

また、「今後も、第5次総合計画に掲げられた基

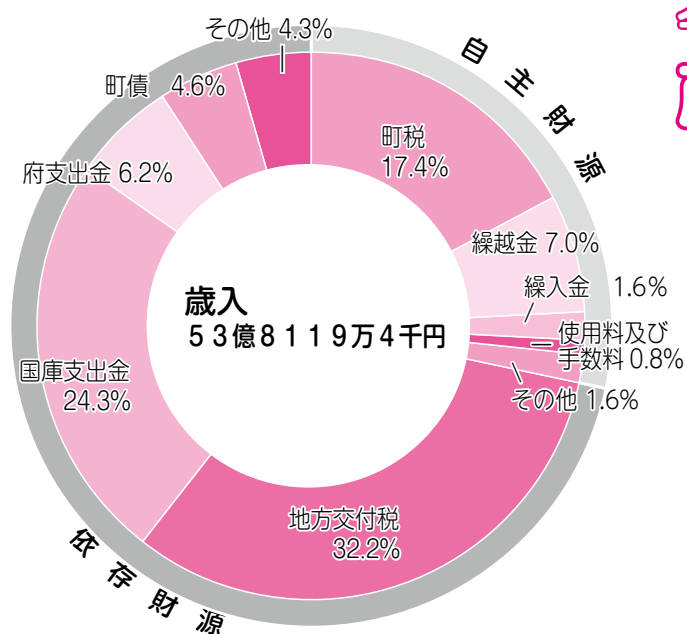
本理念を実現するため、歳入・歳出両面において中・長期的な視点に立ち、実効性のある事務事業の進捗管理に基づいた行財政運営により健全財政を維持しつつ、住民サービスのさらなる向上に取り組まれることを期待します」と述べられています。

表1 各会計別 歳入・歳出 (単位：千円)

| 会計別 | 歳入 | 歳出 | 翌年度へ繰り越すべき財源 | 実質収支 | 備考 | |
|-----------|----------------|-----------|--------------|---------|--------|----------|
| 一般会計 | 5,381,194 | 4,978,356 | 38,762 | 364,076 | | |
| 特別会計 | 国民健康保険特別会計 | 788,141 | 751,219 | 0 | 36,922 | |
| | 多賀地区簡易水道事業特別会計 | 56,219 | 48,409 | 0 | 7,810 | |
| | 後期高齢者医療特別会計 | 124,250 | 121,455 | 0 | 2,795 | |
| | 介護保険特別会計 | 941,685 | 882,891 | 0 | 58,794 | |
| | 公共下水道事業特別会計 | 425,432 | 413,342 | 61 | 12,029 | |
| | 多賀財産区特別会計 | 2,120 | 1,946 | 0 | 174 | |
| 井手町水道事業会計 | 収益的収入 | 134,589 | 収益的支出 | 143,263 | 差引額 | △ 8,674 |
| | 資本的収入 | 6,397 | 資本的支出 | 39,061 | 差引額 | △ 32,664 |
| | 計 | 140,986 | 182,324 | | 差引額 | △ 41,338 |

(消費税含)

令和2年度決算報告 歳入（収入）



●歳入

歳入は53億8119万4千円で、前年度より10億1173万5千円（23.2%）の減となりました。主なものは国庫支出金（9億6382万7千円）、地方交付税（9307万2千円）、繰入金（6848万9千円）、地方消費税交付金（2966万円）等が増加し、町債（3240万円）、府支出金（1838万8千円）、地方特例交付金（1529万4千円）等が減少しました。

■国庫支出金

13億688万1千円（対前年度比281.0%増）

国の行政に要する経費、町の特定の施策を行うための経費に充てるため、その財源の全部または一部をその目的、性格により、負担金、補助金、委託金の三つに分類されて交付されるものです。

■地方交付税

17億3425万2千円（対前年度比5.7%増）

地方公共団体が、標準的な行政運営を行う場合、財源不足額に応じて国から交付されるお金です。歳入全体の32.2%を占めています。

■町債

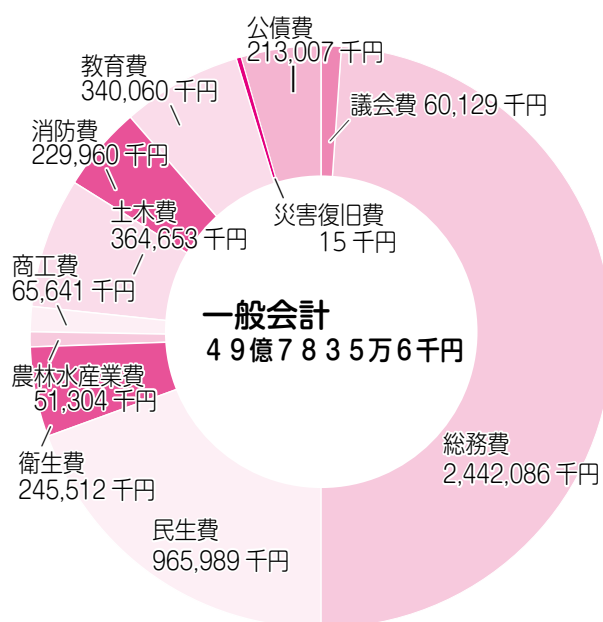
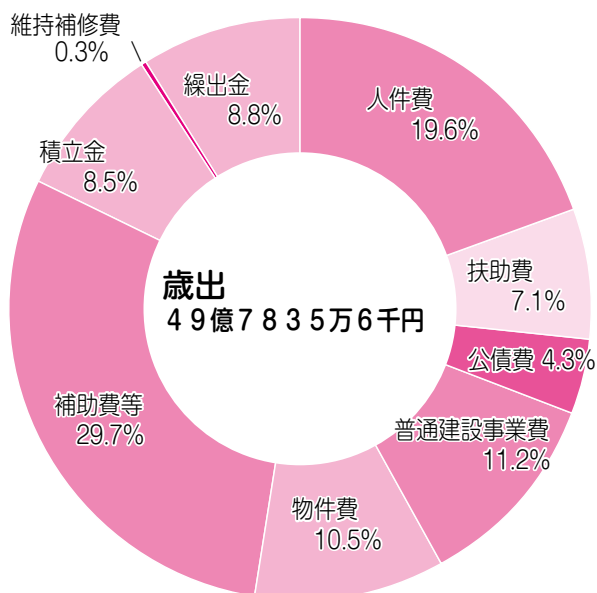
2億4730万円（対前年度比11.6%減）

地方交付税の代替え財源としての臨時財政対策債のほか、道路新設改良、新庁舎用地測量・造成設計等業務などに充当するため借り入れをしています。

■府支出金

3億3210万7千円（対前年度比5.2%減）

府の行政に要する経費、町の特定の施策を行うための経費に充てるため、その財源の全部または一部をその目的、性格により、負担金、補助金、委託金の三つに分類されて交付されるものです。



令和2年度決算報告 歳出 (支出)



●歳出

歳出は49億7835万6千円で、前年度より9億8837万8千円(24.8%)の増となりました。主な支出は次のとおりです。

■総務費

24億4208万6千円 (対前年比79.0%増)

- ・新庁舎関連業務(基本設計、実施設計、用地購入他) 9391万6千円
- ・第5次総合計画策定業務 414万円
- ・特別定額給付金 7億3506万3千円
- ・井手町生活応援給付金 1億4632万円
- ・特別会計繰出金 4億3875万円
- ・JR奈良線高速化・複線化第二期事業費補助 1億4740万円
- ・井手町出産応援基金 1億円
- ・減債基金 3億円

■民生費

9億6598万9千円 (対前年度比8.2%増)

- ・社会福祉協議会活動費 1833万5千円
- ・障害者自立支援事業費 1億9650万3千円
- ・新型コロナウイルス感染防止支援 2389万1千円
- ・老人医療 528万3千円
- ・老人福祉センター空調改修 1075万円
- ・いづみ人権交流センター施設改修 1651万3千円
- ・後期高齢者療養給付費負担金 1億1410万3千円
- ・児童手当等 8362万円
- ・子育て世帯臨時特別給付金 744万7千円
- ・井手町子ども誕生臨時給付金 300万3千円

■衛生費

2億4551万2千円 (対前年度比10.7%増)

- ・予防接種事業、健康増進等予防費 3292万円
- ・乳児健診等母子保健費 695万7千円
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止事業 250万2千円
- ・新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 358万7千円
- ・一般廃棄物収集運搬委託 3580万9千円
- ・城南衛生管理組合分担金 8689万5千円

■農林水産業費

5130万4千円 (対前年度比0.6%減)

- ・有害鳥獣駆除 633万円
- ・新規就農者確保対策事業 225万円
- ・農地・水・環境保全向上対策事業 467万6千円

■商工費

6564万1千円 (対前年度比4.7%増)

- ・プレミアム付商品券発行事業補助 555万円
- ・商工会振興事業 750万円
- ・企業立地促進助成 1250万1千円
- ・中小企業等休業要請支援 301万7千円
- ・中小企業等応援給付金 858万6千円
- ・野外活動センター施設整備 508万2千円

■土木費

3億6465万3千円 (対前年度比29.3%減)

- ・町道3号線他道路改良、町内道路舗装 1億154万円
- ・歴史と自然が薫る道づくり事業 550万7千円
- ・JR玉水駅周辺整備 1362万7千円
- ・地籍調査 2925万3千円
- ・橋梁長寿命化修繕 2856万1千円
- ・下排水路改修工事 633万5千円
- ・町営住宅バリアフリー化整備 1000万円
- ・多賀地区町営住宅建替事業 3852万3千円

■消防費

2億2996万円 (対前年度比14.1%減)

- ・常備消防委託料 1億6960万3千円
- ・消防団資機材購入 563万2千円
- ・防災広場整備 1086万2千円

■教育費

3億4006万円 (対前年度比6.5%増)

- ・英語指導助手事業 1034万1千円
- ・学校給食費支援事業 1740万9千円
- ・小・中学校情報機器整備事業 3327万3千円
- ・小・中学校校内無線LAN環境構築 2016万3千円

■公債費

2億1300万7千円 (対前年度比3.9%減)

- ・償還元金 1億9946万4千円
- ・償還利子 1354万3千円



税務課からのお知らせ

家屋の固定資産税（都市計画税を含む）は、毎年1月1日現在に所有されている方に課税されることから、固定資産税を適正に課税するため、令和3年中に下記要件を満たした家屋を新築・増築・取り壊しをされた場合や、相続等により未登記家屋の所有者を変更された場合は、12月中旬に税務課までご連絡ください。

●固定資産税の対象となる「家屋」の要件

家屋の要件は、**定着性・外気断定性・用途性**の3つを備えているものです。

- ・定着性とは、基礎などにより土地に定着しているものをいいます。例えば、基礎がなく庭に置いてあるだけのプレハブ物置は「家屋」に該当しません。
- ・外気断定性とは、屋根及び外周壁を備えているものをいいます。例えば、屋根と柱だけのカーポートは、外周壁はありませんので「家屋」には該当しません。
- ・用途性とは、建物が目的とする用途（居住・作業・保管等）のために利用できるものをいいます。実際に使用しているかどうかは問いません。

●新築・増築されたとき
日程調整のうえ、職員が訪問し

て家屋調査を行いますので税務課までご連絡下さい。（すでに家屋調査が終了している家屋については不要です。）この調査は、固定資産税の基となる評価額を適正に算出するために行うものですので、ご協力をお願いします。（調査の際は、建築図面等資料の借用をお願いする場合があります。）
なお、車庫や物置、建築確認申請の必要のない10㎡未満の建物であっても、上記「家屋」の要件を満たしていれば課税対象となります。

●取り壊しされたとき

「建物滅失届出書」の提出が必要ですが、この届出がないと翌年度以降も課税されてしまうことがあります。ただし、登記されている家屋を取り壊された場合で、すでに法務局で滅失登記の手続きをされた家屋については、この届出は不要です。

●相続等により、未登記家屋の所有者を変更されたとき

「未登記建物所有権移転届」の提出が必要です。この届出がないと翌年度以降も変更前の所有者に課税されてしまうこととなります。

*お問い合わせは、税務課（TEL 82・6163）まで。

令和4年度

償却資産（固定資産税）の申告書等は、

京都府地方税機構に提出をお願いします

令和4年度申告書提出期限…令和4年1月31日（月）

固定資産税の対象となる償却資産（事業用資産）をお持ちの方は、毎年1月1日現在の資産所有状況を1月31日までに申告していただく必要があります。

償却資産とは、会社や個人で工場や商店等を経営している人が、土地・家屋以外の事業の用に供するため保有している資産で、構築物や機械及び装置、備品等のことです。

令和2年度まで、償却資産申告書等は償却資産の所在する市町村にそれぞれ提出していただいていたのですが、令和3年度申告からは、京都府内の各市町村（京都市を除く）分の申告書等について、京都府地方税機構に一括で提出（郵送可）していただくことが可能になりました。

※申告書は、償却資産が所在する市町村ごとに分けて作成してください。

※同一市町村内にある本店・支店等、複数の事業所分は、1通にまとめてください。

※電子申告（eLTAX）で申告される場合は、令和2年度までと同様に償却資産の所在する市町村に提出となります。
※京都市に償却資産を所有されて

いる方は、京都市所在分については京都市に申告書を提出してください。（京都府地方税機構では受付できません。）

※郵送で提出される場合で、申告書の控えの返送を希望される場合は、必ず申告書の控え（写しをとったもの等）及び返信用封筒（切手貼付・宛名記入）を同封してください。返信用封筒等の同封が無い場合、返送いたしかねます。

申告書用紙等は、京都府地方税機構又は償却資産の所在する各市町村のホームページからダウンロードしていただくことができます。

なお、前年度に申告された方に対しては、京都府地方税機構から12月中旬に申告書等や申告案内ハガキを郵送します。

申告書等の提出期限間近になりますと窓口が大変混雑しますので、なるべく令和4年1月12日（水）までの早期申告に御協力ください。

〈償却資産申告書等に関する問合せ先〉

ホームページアドレス <http://www.zeimukyodokajp/>

*問合せは、京都府地方税機構事務局業務課償却資産担当（TEL 075・414・4503）

給与支払者の皆さまへ 給与支払報告書の提出・個人住民税の特別徴収の実施について

●給与支払報告書の提出について

給与支払者（会社や個人事業主等）は、従業員（パート・アルバイト・役員等を含む）の給与支払報告書（総括表・個人明細書）を毎年1月31日までにそれぞれの従業員の1月1日時点の住所地の市町村へ提出していただく必要があります。提出・記載漏れ等ないようお願い申し上げます。

なお、eLTAX（地方税ポータルシステム）によって給与支払報告書をインターネット経由で提出することもできます。ぜひご利用ください。（eLTAXについて詳しくは、地方税共同機構ホームページ URL：<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご参照ください。）

●個人住民税の特別徴収について

特別徴収とは、給与支払者が所得税の源泉徴収と同じように、毎月の給与から従業員等の個人住民税を差し引いて、市町村へ納入する制度です。

法令の規定により、原則、所得税の源泉徴収義務がある給与支払者には特別徴収義務者として、パート・アルバイト、役員等を含むすべての従業員等の個人住民税を特別徴収していただくことが義務付けられています。（給与支払者や従業員等の意思による徴収方法の選択はできません。）

なお、井手町を含む京都府内の全市町村では、個人住民税の特別徴収について、原則としてすべての給与支払者（事業主）に対して特別徴収義務者として指定し、特別徴収の実施の徹底を図っています。

詳しくは、町ホームページ（URL：<http://www.town.ide.kyoto.jp/soshiki/zeimuka/kojinjuminzei.html#a3>）をご覧ください。

*お問い合わせは、税務課（TEL 82-61663）まで。

前月号は「フレイル」についてのお話でしたが、今回はその予防についてご紹介します

「フレイル」の予防として、どんなことをすればいい？

しっかり食べて栄養を摂る、適度に運動をする、嚙んだり飲み込むといったお口の状態を維持するなどといったことを意識して取り組むようにして下さい。また、糖尿病や心臓疾患、呼吸器疾患などといった持病があれば、まず持病のコントロールが必要です。持病のコントロールが上手くできていないとフレイルを悪化させてしまう可能性もあります。

適度な運動においては、このひまわり通信の中でもご紹介している「ピーンと体操グーンと体操シャキッと体操」は、家の中でもできるのでおススメです。

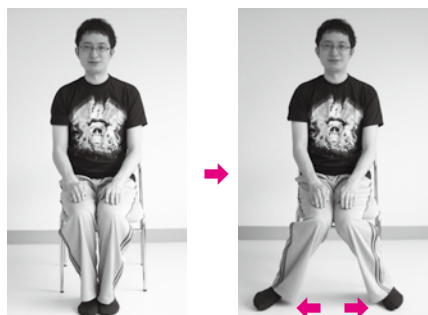
普段から健康づくりを

また、外に出て気分転換することも一つのポイントです。井手町では、各地域の集まりや運動教室などがあります。地域包括支援センターでも「元気塾」や「脳トレ教室ひまわり」を開催していますので、普段の心身の健康づくりのために是非利用してみてください。

ピーンと体操 グーンと体操 シャキッと体操

おうちでできる運動をご紹介します。足腰を鍛えて歩く力をいつまでも保つことが健康寿命を伸ばす秘訣です。

今回は初級編その二です♪ 1種目10回を目安におこない、慣れてきたら2～3セットを目標にしましょう。



足の開閉

- (手順)
①足を閉じる
②できるだけ膝をくっつけた状態で両足を開く
③膝はくっつけたまま、ゆっくりと、元の位置まで閉じる
④くり返す



膝の曲げ

- (手順)
①ゆっくりと、できるだけ膝を曲げる ※太ももは動かさず、膝だけを曲げる
②ゆっくりと、元の位置まで足を下ろす
③反対側もくり返す

注) ストレッチなどで体をほぐしてからおこないましょう
参考: 独立行政法人国立長寿医療研究センター、2011、「認知症予防マニュアル 記憶力の向上を目指したプログラム」

令和4年度 井手町建設工事等一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請について

| | |
|-------------------|---|
| 受付種別 | 町内業者（土木・建築・舗装・水道・電気・その他、コンサルタント、物品、一般廃棄物） 町外業者（工事、コンサルタント、物品） |
| 有効期間 | 町内業者 1年間（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで） 町外業者 2年間（令和4年4月1日から令和6年3月31日まで） |
| 作成要領配布期間 | 令和3年11月26日（金）～令和4年1月31日（月） ※作成要領につきましては、井手町ホームページからダウンロードできます。 |
| 参加申請受付期間 | 令和4年1月5日（水）～令和4年1月31日（月） 午前9時～正午・午後1時～4時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く） ※なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、町外業者について郵送での申請に限らせていただいています。 |
| 受付場所及び問合せ先 | 井手町役場 西別館3階 和室 〒610-0302 京都府綴喜郡井手町大字井手小字南玉水67 (Tel 0774-82-6167) |

令和3年度子育てにやさしいまちづくり事業

レストラン庵樹でリフレッシュ体操を開催します！



忙しい毎日、リフレッシュできていますか？
少しでも子育てママ・パパ達が、リフレッシュできる場を提供するためレストラン庵樹で「リフレッシュ体操」を開催します。

忙しい毎日で凝り固まった身体を自然に囲まれた静かで開放的な場所でほぐしませんか？

【対象】 子育て中又は子育てに関わっておられる方
(井手町在住・在勤の方に限る)

※お子様はご参加いただけません。

【講師】 岩瀬 麻衣さん(健康運動指導師)
井手町在住の子育てママさんです。
健康運動指導師として、様々な場所で保健指導や運動指導をされています。

【日程】 令和4年1月18日(火) 午前10時～11時

【内容】 椅子に座ったまま気軽にできる体操を教えてください。また、レストラン庵樹のスイーツをお持ち帰りいただけます。

【場所】 レストラン庵樹
井手町大字多賀小字東北河原2番地の13

【費用】 200円

【定員】 12人

【申込】 直接または電話で子育て支援センター(Tel 82-2232)まで

【受付】 12月13日(月)～24日(金)
※土日は除く午前8時半から午後5時
※申込が定員を上回った場合は、受付開始日に限り抽選とさせていただきます。

【その他】 新型コロナウイルスのまん延状況等によっては、内容を変更する場合があります。

令和3年度おもちゃの貸出事業

おもちゃ図書館がJAにやってきます！

おもちゃ図書館とは？

コロナ禍で増えたおうち時間、子どもと一緒におもちゃで遊んでみませんか？

どんなおもちゃを選んだらいいかわからない…良いおもちゃは値段が高い…色んなおもちゃを買ってあげたいけど、収納場所に困る…。

そんな悩みを解消できるように、おもちゃ図書館がスタートします。

子どもは遊びを通して様々な力を身に付け、豊かに育っていきます。ぜひご利用ください。

おもちゃ図書館では、子育て支援センターのスタッフがお待ちしています。子育てのこと等お気軽にご相談ください。図書館の出張貸出も実施します。ぜひご利用ください。

【対象】 子育て中又は子育てに関わっておられる方(井手町在住・在勤の方に限る)

【日程】 1月14日(金)、3月11日(金)

【時間】 午前10時～正午

【場所】 JA 京都やましろ井手町支店 2F 会議室

※新型コロナウイルスのまん延状況等によっては、内容を変更する場合があります。

【お問い合わせ】 住民福祉課(Tel 82-6164)・子育て支援センター(Tel 82-2232)



ミラクルパウンディング



カラーリングのペグあそび



デジメモリー

国民年金Q&A

Q. 国民年金は、どのようなときに届出が必要になりますか？

A. 国民年金は、国内に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入しなければなりません。国民年金の届出は年金加入時だけでなく、結婚や就職、退職など被保険者の種別が変わったときなどにも必要です。

〈被保険者資格取得届〉

・厚生年金保険や共済組合に加入していない人が20歳になったとき(20歳になると日本年金機構から、国民年金加入に関する届出書が送付されます)

・会社を退職したとき

60歳までに退職し、厚生年金保険や共済組合の被保険者でなくなったとき

〈被保険者種別変更届〉

・配偶者が退職したとき

配偶者が退職し、会社員や公務員などの被扶養配偶者でなくなったとき(配偶者が65歳に達して第2号被保険者でなくなったときを含む)

・収入が増え、被扶養配偶者でなくなったとき

収入が増え、会社員や公務員などの被扶養配偶者でなくなったとき(パート収入が130万円以上になったとき)

〈被保険者資格喪失届〉

・会社に就職したとき

国民年金に加入していたが、厚生年金保険の適用事業所などに就職し、厚生年金保険や共済組合の被保険者になったとき

就職や60歳までの退職、結婚などによる国民年金の種別変更など各種届出については、変更がありましたら速やかに届出してください。ようお願いします。

お問い合わせは井手町役場住民福祉課(Tel 82-6164)まで。



子育て支援カレンダー



子育て支援センターって？

子育て支援センターは、親子で一緒に遊んだり、子育ての情報交換や相談のできる場所です。センター内には手作りのおもちゃもたくさんあります。自由に気軽に遊びに来てください♪

【所在地】井手町大字井手小字玉ノ井48-2 (玉川保育園内にあります)

【TEL・FAX】82-2232

【開いてる日】月曜日～金曜日 (祝祭日を除く) 午前9時半～午後4時

12月の利用方法について

【開館日】 月曜日～金曜日 (祝日を除く)

【時間】 午前の部 10時～正午 (予約制・3組限定)
午後の部 2時～4時 (予約制・3組限定)
1組につき1週間に2回まで

【予約方法】 ・利用希望日の1週間前から当日まで予約できます。
・1回の電話で予約できるのは1回のみです。
・センターを利用された際に次回の予約をしていただけます。
※予約後にキャンセルされる場合は、必ずご連絡ください。

【相談事業】 電話相談 午前9時半～午後4時
来所相談 午前10時～正午・午後2時～4時
の時間帯の中で日程を調整しますので、ご予約ください。※相談時間は1組1時間程度です。

●一時預かり「いちごぐみ」の利用について

お仕事や冠婚葬祭、リフレッシュなどのために一時預かりを行っております

【利用時間】 平日 午前8時半～午後4時半 土曜 午前8時半～正午

【利用料金】 一日 2000円 半日 1000円 給食費 250円

利用の際には事前の面談と予約が必要です。
その他詳細については子育て支援センター
(Tel 82-2232) までお問合せください。

ENJOY♪しえんセンター

「木の葉のオブジェづくり」

井手町の間伐材を土台にして、松ぼっくりやどんぐりなどの木の葉をついたら、可愛いオブジェが出来上がります☆親子で一緒に作って、お部屋に飾ってください♪



あそびのテイクアウト

「クリスマスカード」

子育て支援センターに立ち寄った方は、製作キットをテイクアウトしていただけます。(未就園児対象)



井手すくすくチャンネル



製作・手遊び・レシピ動画など、親子で楽しめる動画をYouTubeで配信しています。ぜひご覧ください。

年末火災防止運動を実施します

京田辺市消防署井手分署からのお知らせ

年末を迎えるにあたり家庭や職場で火を使う機会が多くなり、また忙しさで注意力が低下するなど、火災が起こりやすい時期に火災予防の強化をおこなうため年末火災防止運動を実施します。

実施期間 令和3年12月15日(水)～令和3年12月31日(金)

石油ストーブの安全な取り扱い

ストーブからの火災を防ぐために、次のことに注意しましょう。

- ① ストーブを使い始めるまえには点検をする。
- ② ストーブの近くに紙や衣類、カーテンなど燃えやすい物を近づけない。
- ③ ストーブの近くでヘアスプレーなど引火の危険があるものは使わない。
- ④ ストーブの上に洗濯物を干さない。
- ⑤ 石油ストーブには灯油以外のものを給油しない。
- ⑥ 灯油を補給する時は、必ず火を消し、あふれ出ないようにする。また、給油中はその場を絶対に離れない。
- ⑦ 外出する時や寝る時には、必ず火が消えていることを確認する。



お問合せ 京田辺市消防署 井手分署 Tel 82-3000

人権問題の解決を
みんなの手で

人権について考えよう!

令和3年度

人権擁護啓発ポスターコンクールの作品から



京都人権啓発推進会議では、京都府内の小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校及び外国人学校で学ぶみなさんに、人権をテーマとしたポスターの制作を通じて基本的人権について理解を一層深め、人権尊重の精神を養う機会としていただくため、人権擁護啓発ポスターコンクールを開催しています。令和3年度人権擁護啓発ポスターコンクールより、井手町の入選者の作品を紹介いたします。

作品から伝わってくる人権に対する純粋な気持ちにふれることにより、一人ひとりの心に訴えて、『人権の芽』を大きく育て、すべての人々の人権が尊重され相互に共存し得る平和で豊かな社会を築きましょう。



【佳作】
多賀小学校 2年
鈴木 奨三 さん



【佳作】
多賀小学校 6年
脇本 瑞季 さん

「にじっこ・城陽」

京都府南部難聴幼児サポートセンター事業

お子さんの聞こえづらさや、聞こえにくいお子さんの子育てについて不安に思っている方へ。聞こえづらさのある乳幼児さんのパパ・ママが話せる場として、また、子どもたちやきょうだいが一緒に遊べる場として「にじっこ・城陽」を毎月開催しています。「子どもとどう関わったらいいの?」「どんな工夫ができるの?」「ベビーサインや手話はどう始めたらいいの?」など、それぞれの悩みに寄り添って一緒に考えていきます(個別相談も可)。

【日程】令和4年3月までの第2土曜日(午前10時~12時)

【場所】京都府聴覚言語障害センター(城陽市寺田林ノ口11番64)

【対象者】聞こえづらさのある、また補聴器や人工内耳装用の乳幼児さんとそのご家族。聞こえにくい乳幼児さんの子育てにベビーサインや手話もとり入れてみたい方。

【内容】0歳~就学前のお子さんを対象に、見て分かる手話をつかった手遊び、絵本読み聞かせなど、子どもたちが楽しめる工夫をします。子育てで使えるベビーサインや手話学習、情報交換などもしています。

【参加費】無料

【申込方法】TEL、FAX、メールでお問合せください。

【申込先】京都府聴覚言語障害センター にじっこ担当
(TEL 0774-30-9000 FAX 0774-55-7708)

メール nanbu-nanchoyoji@kyoto-chogen.or.jp

令和3年度

平和を、
仕事にする。

自衛官等募集

自衛官候補生
採用試験

WEB試験
やっています!

※自衛官候補生は2~3年毎に任期を
むかえる、任期制自衛官コースです。

入隊後のキャリアアップ可能!
手厚い再就職や進学も!

年間を通じて
受け付けています。



京都地方協力本部 宇治地域事務所

☎ FAX 0774-44-7139

〒611-0031 宇治市広野町西裏 71-5 S.C OKUBO 2階

■田辺警察署

井手安心・安全コーナー

還付金詐欺にご用心!

町役場の職員等を名乗る者から電話で、「還付金があります」「ATMコーナーに行ってください」と言われれば、それは詐欺の電話です。

必ず、1回電話を切り、家族や警察に相談してください。

よく知られた手口かも知れませんが、今でも多くの被害が発生しています。

「突然の電話なら、私も騙されるかもしれない」と思って、今のうちに防犯機能付き電話機に買い替えておくなど、対策をしっかりとっておきましょう。



お問い合わせは田辺警察署 生活安全課 (TEL 63-0110) まで

おしらせ



Information

井手町中小企業等継続応援給付金の申請はお済みですか？

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和元年又は令和2年と比べ売り上げが減少した法人、個人事業者に対して、井手町中小企業等継続応援給付金を支給します。

対象者 京都府の施設の休止及び営業時間短縮の要請に係る協力の給付対象となっていない事業者で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和元年又は令和2年の1月から12月までの月平均売上高と比べ、令和3年1月から8月までの月平均売上高が、20%以上減少している町内の法人（中小企業等）、個人事業主（ただし、今後も事業を継続する意思がある等の要件があります。）
給付額 法人10万円、個人事業主5万円※1事業主につき1度限りと

なります。

申請期間 令和3年10月15日（金）～令和3年12月28日（火）消印有効

申請方法 井手町中小企業等継続応援給付金支給申請書兼請求書に必要事項を記入し、確定申告書等の添付書類と合わせて郵送にて産業環境課へご提出下さい。用紙は井手町のホームページからダウンロードできますが、井手町役場、井手町商工会にも配架しております。

添付書類 履歴事項全部証明書の写し（法人のみ）、令和元年又は令和2年分確定申告書控えの写し（法人は法人事業概況説明書含む）、令和元年又は令和2年の記載した年間売上高がわかる書類、令和3年の記載した1月から8月の売上高がわかる書類、通帳の写し

お問い合わせ先・提出先 〒610-0302 井手町大字井手小字南玉水67 井手町役場産業環境課（Tel 82・6168）



講座・教室

【いづみまなび教室】

《大正琴》

日時／12月24日（金）

午前10時～正午

持ち物／大正琴・楽譜

場所／いづみ人権交流センター

《太極拳》

日時／12月24日（金）



午後1時半～3時半

持ち物／運動できる服装・上履き・飲み物

場所／いづみ人権交流センター

《ペン習字》

日時／12月21日（火）

午後1時半～3時半

持ち物／筆ペンまたは筆

場所／いづみ人権交流センター

*お問い合わせは、いづみ人権交流センター（Tel 82・3380）まで



【健康教室】

日時／12月16日（木）

午前10時～11時半

持ち物／タオル・健康手帳・飲み物

場所／いづみ人権交流センター

*お問い合わせは、いづみ人権交流センター（Tel 82・3380）まで



健康

【成人・高齢者保健事業】

《山吹体操クラブ・健康相談》

日時／1月6日（木）午後1時半～

場所／玉泉苑《定員22人》

対象／65歳以上

*お問い合わせは、社会福祉協議会（Tel 82・3901）まで

《社協♥生き生き体操》

日時／12月15日（水）・22日（水）

午後1時半～3時

場所／玉泉苑《定員22人》

日時／1月5日（水）

午後1時半～3時半

場所／賀泉苑《定員22人》

対象／概ね70歳以上の方

*お問い合わせ・申込みは、社会福祉協議会（Tel 82・3901）まで

【介護予防事業】

《脳トレ教室ひまわり》

日時／12月22日（水）

午後1時半～3時

場所／賀泉苑

日時／1月5日（水）

午後1時半～3時

場所／人権交流センター

対象／65歳以上（ボランティアを含め、予防ゲームや脳トレに興味のある方は年齢関係なく参加可能）

持ち物／お茶（水分補給用）

費用／無料

・申込みは不要です

・この教室では認知症のことや介護などの相談も受け付けております。

*お問い合わせは、地域包括支援センター（Tel 82・3690）まで



子育て

【乳幼児健康審査】

《2歳6カ月児歯科健康診査》

日時／12月13日（月）

対象／H31・3・24～R1・7・30
生まれ

受付／個別案内

場所／保健センター

*お問い合わせは、保健センター(TEL 82・3385)まで



各種相談

【障がい者相談】

日時／12月14日(火)

午後1時半～4時

場所／役場西別館1階会議室

*障がい者相談は予約制です

*お問い合わせは高齢福祉課(TEL 82・6165)まで

【こころの相談室(カウンセリング)】

日時／12月17日(金)

午前11時～午後1時50分

場所／いづみ人権交流センター相談室

*こころの相談室は予約制です

*お問い合わせは、いづみ人権交流センター(TEL 82・3380)まで

【心配ごと相談・人権相談・消費生活相談】

日時／12月20日(月)

午後1時～4時

場所／賀泉苑

*お問い合わせは、社会福祉協議会

(TEL 82・3901)まで

*消費生活相談は、電話でも相談を受け付けております。相談専用番号(TEL 090・5889・5367)まで

【母子の相談・教室】

《育児相談》

日時／12月15日(水)

午前9時～11時受付

場所／保健センター

*ご希望の方は、保健センター(TEL 82・3385)まで



【無料法律相談】

日時／12月20日(月)

午後2時～4時

場所／玉泉苑

*無料法律相談は予約制です

*お問い合わせは、社会福祉協議会(TEL 82・3901)まで



水道管の凍結にご注意ください

12月から2月にかけて水道凍結事故が多発します。

気温が氷点下(特に冷え込んだ早朝)になると水道管内の水が凍り出なくなったり、水道管やメーターが破裂して漏水する場合があります。以下の場合には、特に注意が必要です。

- ①最低気温がマイナス4℃以下になるとき

- ②おやすみ前や、旅行などで家を留守にするなど、長時間水道を使用しないとき

- ③建物の外壁際などに露出している水道管

- ④北向きの日陰や風あたりが強いところの水道管

【水道管の凍結に備えるため、次のような対策をして下さい】

- ①屋外に露出している水道管には、保温材や布きれなどを巻き付け、直接外気に触れないようにしておく。
- ②蛇口から微量の水を出しておく。(その水をバケツや浴槽に溜めるなど、有効利用して下さい。)

【凍結してしまったときは】

もし凍結したときは、蛇口の上にとオルや布をかぶせ、ぬるま湯をゆっくりかけるなどして解凍して下さい。急に熱湯をかけたりますと、ひび割れや破損することがあります。

【破裂してしまったときは】

メーターボックスの中の止水栓をしめ、町指定の給水装置工事に修理を申し込んで下さい。※お問い合わせは、上下水道課(TEL 82・6169)まで



給水を停止します! 水道料金未納の方はご注意ください!

井手町の水道は、使用者からの料金収入で経営しています。このため、水道料金が納付されないと、事業の経営に支障が生じます。負担の公平と水道事業の円滑な経営のため、水道料金は期限内に納付して下さい。なお、料金が未納の方に対しては、給水条例に基づき給水を停止します。また、お支払いに便利な口座振替もごさいますので、どうぞご利用下さい。

※お問い合わせは、上下水道課(TEL 82・6169)まで



☆主な新着資料の紹介
12月
一般書
「御坊日々」 畠中恵
「笑うマトリョーシカ」 早見和真
「矢印」 松尾スズキ
「月夜の森の梟」 小池真理子
「ブラックガード」 木内一裕
「かくや姫、物語を書きかえろ！」 雀野日名子
「クラシックを読む 1」 2・3 百田尚樹
「ノラネコぐんだんラッキーさん」 工藤ノリコ
「パンどろぼうとなぞのフランスパン」 柴田ケイコ
「おいしいものーさん」 岡田よしたか
「チャレンジミッケー! 11」 ウォルター・ウィック
「りりかさんのぬいぐるみ診療所」 かんのゆうこ
12月・1月の図書館行事
《親子で楽しむ紙しばい》 12月11日(土)・1月8日(土)
いづれも 午後1時半から
山吹ふれあいセンター・集会室
《クリスマス・お正月とらの本の展示》 12月26日(日) まで
図書館・展示コーナー
12月・1月の出張貸出
☆賀泉苑(毎週水曜日 午前10時~正午)
12月15・22日
1月5・12・19・26日
☆玉泉苑(毎週木曜日 午後2時~午後4時)
12月16・23日
1月6・13・20・27日

【開館日】 火曜日~日曜日
※休館日、行事等は状況により変更となる場合があります。
【開館時間】
4月~9月 午前10時~午後6時
10月~3月 午前10時~午後5時
☆12月・1月の休館日
12月13・20・23・27~31日
1月1~4・11・17・24・27・31日
☆貸し出し冊数および期間
図書は1人12冊・2週間
雑誌は1人5冊・2週間
視聴覚資料は1人3点・1週間

「ブラックガード」 木内一裕
「かくや姫、物語を書きかえろ！」 雀野日名子
「クラシックを読む 1」 2・3 百田尚樹
「ノラネコぐんだんラッキーさん」 工藤ノリコ
「パンどろぼうとなぞのフ



レインメーカー 真山仁

急患の2歳児の心肺が停止。慟哭する母。呵責に苦しむ父。医師の無念。糾弾される病院。医療過誤訴訟を闘う弁護士・雨守は、医療現場の矛盾や不条理に斬り込んでいく…。



京阪神 スリバチの達人 新之介

京阪神間の地形散策を「高低差」の第一人者が徹底ガイド。現代の地図と明治中期~昭和初期頃の地図を並列させ、地形の凸凹表現、断層や街道、戦国時代の遺構、近代化遺産など、町歩きのかっかけとなるポイントを掲載する。



魔女みならいのキク 草野あきこ

魔女みならいのキクは、おつかいの途中で花屋の子ども、アイちゃんに会いました。アイちゃんに、クッキーと一緒に作ろうと誘われますが…。「魔女ののろいアメ」などでお菓子を売る魔女の幼少期を描いた物語。



おちばのほん いわさ ゆうこ

季節をおって近所の公園から野山まで。落ちた葉が、風や雨にさらされて、ミミズやダンゴムシに食べられて、大地の土になるまでの物語。登場する120種類以上の落ち葉の解説付き。



ごみ収集日程表(12月11日～1月10日)

ごみは、朝9時までに出してください。

- ★燃やすごみ、その他ごみ、プラマーク容器包装、カン、ビン、ペットボトルは**透明・半透明の袋**に入れて出してください。
- ★刈り草も透明または半透明の袋で出してください。刈枝は長さ50cm以下、太さ5cm以下にして、ひもで束ねて燃やすごみの日に出してください。**ダンボール、紙袋等の中身が見えない袋では出さないでください。**
- ★粗大ごみは、収集日の1週間前までに産業環境課へ電話予約(Tel 82-6168)してください。(テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・洗濯乾燥機・エアコン・パソコンは除きます)
- ★テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・洗濯乾燥機・エアコン・パソコンは家電リサイクル品です。
※古紙等(新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、雑紙<その他の紙類>)ごとに分別のうえ)の収集は全地区毎週月曜日です。

| 地区 | 区分 | 燃やすごみ | カン | ビン | ペットボトル | 粗大ごみ | プラマーク容器包装 | その他 |
|-------|-------------|-------|--------|------|--------|--------|-----------|-----|
| 北水無 | 区 区 区 | 火・金曜日 | — | 1月6日 | 12月23日 | 12月16日 | 水曜日 | 火曜日 |
| 玉石高 | 区 区 区 | 月・木曜日 | — | 1月7日 | 12月24日 | 12月16日 | 水曜日 | 火曜日 |
| 上井手多賀 | 区 全 | 火・金曜日 | 12月16日 | 1月6日 | 12月23日 | — | 水曜日 | 水曜日 |

※ごみ収集に関するお問い合わせは、役場産業環境課(Tel 82-6168)まで

し尿収集日程

| 収集日 | し尿収集区域番号 | 収集区域 |
|----------------|----------|---|
| 12月20日 | ④ | 西北河原、東北河原、南口、西北ノ代、北口、西北組、茶臼塚、新造、東北組、甚五郎谷 |
| 12月23日 | ⑦ | 西南組、東南組、立石、小払、岩倉、馬場崎、上山田 |
| 12月27日 | ⑩ | 内垣内、帽子田、下川、判ノ地、高橋、宮ノ後、蛇谷、栗岡、安堵山、起、佃、平山 |
| 1月5日 | ⑬ | 里、玉ノ井、西高月、清水、栢ノ木、西山、新四郎山、西垣内、中垣内、東垣内、田村新田 |
| 12月14日 1月7日 | ⑮ | 川久保、北玉水、辻垣内、野畑、山田、南玉水、段ノ下、扇畑、浜田、柏原 |
| 12月16日 | ② | 阿弥陀寺、梅ノ木原、野神、北猪ノ阪、南猪ノ阪、宮ノ本、北溝、南溝、柴木田、下赤田 |

※し尿収集日程に関するお問い合わせは、役場産業環境課(Tel 82-6168)まで



ごみの分け方・出し方

(燃やすごみ)

出せる物・出し方

- 台所の生ゴミ 必ず水切りをする(大切です)
- 紙おむつ 汚物を取り除いてから出す
- 食用油 少量ずつ紙か布にしみ込ませるか凝固剤で固まらせて出す
- 剪定枝 少量の木切れ、刈り込みなどはひもでくる
(一度に出すのは2～3束まで)
- たばこの吸い殻、掃除機のごみ、紙くずなど
- 汚れが落ちない容器包装
- 古着、古布などは極力リサイクルショップや集団回収などで出してください

※家庭生ごみ自家処理容器等購入費補助制度があります



おめでとうございます

(10月11日から11月10日までの届け出分・敬称略)

出生

| 住所 | 赤ちゃん | 届出人 |
|----|-------|-----|
| 井手 | 仲佐 凧永 | 太助 |
| 井手 | 寺島 秋喜 | 一喜 |
| 井手 | 関西 結心 | 仁都 |

婚姻

| 住所 | 夫 | 妻 |
|----|-------|--------|
| 多賀 | 岡本 裕樹 | 森本 真亜子 |

公共施設電話番号一覧

| 名称 | 電話番号 | 名称 | 電話番号 |
|---------------------------|--------------------|---------------|---------|
| 市外局番 0774 | | 市外局番 0774 | |
| 総務課 | 82-6161 | 保健センター | 82-3385 |
| 地域創生推進室 | 82-6170 | 地域包括支援センター | 82-3690 |
| 企画財政課 | 82-6162 | 泉ヶ丘中学校 | 82-2070 |
| 税務課 | 82-6163 | 井手小学校 | 82-2119 |
| 住民福祉課 | 82-6164 | 多賀小学校 | 82-2112 |
| 高齢福祉課 | 82-6165 | 玉川保育園 | 82-2153 |
| 保健医療課 | 82-6166 | 多賀保育園 | 82-2225 |
| 建設課 | 82-6167 | いづみ保育園 | 82-4160 |
| 産業環境課 | 82-6168 | 子育て支援センター | 82-2232 |
| 上下水道課 | 82-6169 | 環境衛生センター | 82-4651 |
| 会計課 | 82-6171 | 学校給食センター | 82-3617 |
| 議会事務局 | 82-6172 | まちづくりセンター椿坂 | 82-3838 |
| 教育委員会(学校教育課) | 82-4333 | 町立デイサービスセンター | 99-4318 |
| 山吹ふれあいセンター (図書館・社会教育課) | 82-5700 | 老人福祉センター「玉泉苑」 | 82-3499 |
| | | 老人福祉センター「賀泉苑」 | 82-5059 |
| いづみ人権交流センター | 82-3380 82-4112 | 京田辺市消防署 井手分署 | 82-3000 |
| 同和・人権政策課 | | 井手町役場 代表番号 | 82-2001 |
| いづみ児童館 | | | |

玉水駅前休憩所 さくら

営業時間 午前9時～午後4時半
定休日 日曜・祝日

(Tel. 0774-82-3174)



日替わり弁当の一例「肉団子」

お持ち帰りのお弁当で営業中です！

さくらでは、現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、店内での飲食を中止し、お持ち帰りのお弁当(500円)をご用意しています。ぜひお立ち寄りください。

まちのカレンダー (12月11日～1月10日)

| 月日 | 曜日 | 行事 |
|-------|----|---|
| 12/11 | 土 | いけばな教室(午前10時～正午、いづみ人権交流センター) 親子で楽しむ紙しばい(午後1時半～、山吹ふれあいセンター) |
| 12 | 日 | |
| 13 | 月 | 2歳6カ月児歯科健康診査(受付時間は個別案内、保健センター) |
| 14 | 火 | 障がい者相談(午後1時半～4時、役場西別館1階会議室・予約制) |
| 15 | 水 | 育児相談(午前9時～11時、保健センター・予約制) |
| 16 | 木 | 健康教室(午前10時～11時半、いづみ人権交流センター) 手芸教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター) |
| 17 | 金 | こころの相談室(午前11時～午後1時50分、いづみ人権交流センター・予約制) |
| 18 | 土 | IDE ゆうゆうスポーツクラブ(午前9時半～、町内) |
| 19 | 日 | |
| 20 | 月 | 手芸教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター) 心配ごと相談・人権相談・消費生活相談(午後1時～4時、賀泉苑) 無料法律相談(午後2時～4時、玉泉苑・予約制) |
| 21 | 火 | ペン習字教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター) |
| 22 | 水 | 脳トレ教室ひまわり(午後1時半～3時、賀泉苑) |
| 23 | 木 | |
| 24 | 金 | 大正琴教室(午前10時～正午、いづみ人権交流センター) 太極拳教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター) |
| 25 | 土 | |
| 26 | 日 | |
| 27 | 月 | |
| 28 | 火 | 役場仕事納め(12月29日～1月3日まで閉庁) |
| 29 | 水 | |
| 30 | 木 | |
| 31 | 金 | |
| 1/1 | 土 | 元旦 |
| 2 | 日 | |
| 3 | 月 | |
| 4 | 火 | 役場仕事始め |
| 5 | 水 | 脳トレ教室ひまわり(午後1時半～3時、いづみ人権交流センター) |
| 6 | 木 | |
| 7 | 金 | |
| 8 | 土 | 親子で楽しむ紙しばい(午後1時半～、山吹ふれあいセンター) |
| 9 | 日 | 井手町消防出初式(午前10時～、泉ヶ丘中学校) 井手町成人式(午後1時～3時、自然休養村管理センターホール) |
| 10 | 月 | 成人の日 |

※新型コロナウイルスの影響により、予定されている事業等が中止・変更になる恐れがあります。事前にご確認をお願いします。



発行：京都府綴喜郡井手町
編集：企画財政課
井手町ホームページ
<http://www.town.ide.kyoto.jp/>

